

力オス歯科

施設基準

- 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
- 在宅療養支援歯科診療所1
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- 歯科疾患在宅療養管理料の注4に規定する在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管理料
 - (在歯管)
 - クラウン・ブリッジ維持管理
 - CAD/CAM冠
 - 口腔細菌定量検査(口菌検)